第一工場ごみ処理施設プラント更新工事

募集要項

令和 8 年 10 月

東埼玉資源環境組合

第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　募集要項

東埼玉資源環境組合（以下「本組合」という。）が設置する第一工場ごみ処理施設（以下「第一工場」という。）のプラント更新工事（以下「本工事」という。）は、ごみ処理を継続しながら、既存の建築物を活用して、プラント施設を全更新する工事である。

本工事を実施する事業者を公募型プロポーザル方式で募集及び選定するにあたり、関係法令以外に定めるもののほか、契約の手続きに必要な参加資格要件や支払い条件、賃金や物価変動に基づく工事費の変更等の条件を取りまとめた「第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　募集要項（以下「募集要項」という。）」を策定した。募集要項には、令和 7 年 12 月 5 日に公表した「東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新工事 実施方針」（以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する質問及び回答（以下実施方針と併せて「実施方針等」という。）を反映している。

応募者は、募集要項や「第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　建設工事請負仮契約書（案）」、「第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　要求水準書（以下「要求水準書」という。）」等（以下、「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、公募書類を提出するものとする。なお、募集要項等に記載がない事項については、質問と回答によるものとする。

1. 公告日

令和 8 年 10 月 5 日

2. 発注者

東埼玉資源環境組合　管理者　　福田　晃

3. 工事概要

3.1 工事名

第一工場ごみ処理施設プラント更新工事

3.2 工事場所及び敷地面積（事業実施区域）

第一工場ごみ処理施設　埼玉県越谷市増林三丁目 2 番地 1　約 25,000m^2（別紙 1 配置図）

3.3 種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）

3.4 基本方針

(1) 基本的な考え方

① 既設建屋を流用し、建屋内部の機械設備等を撤去・更新するものとする。

② 1～4 号炉については、それぞれ稼働させつつ 1 炉ずつ更新工事を行うものとする。

③ エネルギー回収率向上のため、既設の蒸気（3.5MPa・345℃）よりも高温高圧となる設備を提案すること。

④ 1・2・4 号炉、1 号蒸気タービンの更新工事は既設の蒸気条件で性能試験を行い、3 号炉、2 号蒸気タービンの更新時は、全ての設備を事業者が提案する蒸気条件へ変更し、性能試験を行うものとする。（実施設計後に再度性能試験方法を検討する）。

⑤ 省エネルギー化に留意し、発電効率を確保しつつ安定的な処理ができる施設とする。

⑥ 環境基準を遵守したものとする。

⑦ 安全かつ効率的なシステムとする。

(2) 計画設計方針

① 排ガス処理設備は、有害物質を効率よく捕集できるシステムとする。

② 自動化については、安全管理、効率的運転、発電・公害防止設備とのリンクによる燃焼制御を目指し、積極的な自動化を図るものとする。

③ ごみ質の変化に対応できるものとする。

(3) VE（Value Engineering）提案

① 施設計画にあたっては、事業者より VE 提案を求めるものとする。

② VE 提案にあたっては、機器仕様や構成機器に関して、施工の確実性、安全性が確保され、かつ要求水準書に定める仕様と比べて、機能や性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものを採用することを原則とする。

③ VE 提案にあたっては、本工事が循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の対象事業から外されないようにすること。

3.5 事業方式

本工事は、事業者が施設の設計及び施工を行う DB（Design-Build）方式とする。

3.6 本工事の業務内容

本工事において事業者が実施する主な業務を次の(1)から(3)までに示す。なお、より詳細な業務内容については、「19. 添付書類」（各資料に係る質問回答書を含む）を参照のこと。

(1) 本施設の設計に関する業務

① 本施設の設計

② 本組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査

③ 本組合が行う交付金申請支援

④ 本組合が行うその他許認可申請支援

(2) 本施設の建設に関する業務

① 本施設の建設

② 建設工事に係る許認可申請（支援を含む）等

(3) 本施設の解体に関する業務

① 本施設のプラント機械設備（焼却処理施設、灰溶融施設）の解体撤去

② 本施設の建築設備（建築電気設備、建築機械設備）の解体撤去

3.7 事業期間等

議会の議決を得たる日の翌日（ただし、その日が組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日）（令和 9 年 3 月予定）から令和 20 年 3 月 12 日（予定）までの約 11 年間を事業期間

とする。

(1) 募集公告後のスケジュール

募集公告後のスケジュールは次のとおり予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

和暦	月日	項目
令和 8 年	10 月 5 日	募集公告
	10 月 5 日～10 月 13 日	募集要項等に関する質問の受付期間
	10 月 5 日～10 月 13 日	参考資料の貸与申請受付期間
	10 月 23 日	募集要項等に関する質問への回答の公表
	10 月 5 日～10 月 26 日	参加資格確認申請受付期間
	11 月 2 日	参加資格確認結果の通知
	11 月 2 日～11 月 6 日	参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
	11 月 13 日	参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
	11 月 20 日～11 月 27 日	事業者提案書の受付期間
	12 月 17 日	提案内容ヒアリング
令和 9 年	1 月 18 日	優先交渉権者の選定及び公表
	1 月 18 日～2 月下旬	優先交渉権者との契約協議
	2 月下旬	事業契約締結（仮契約）
	3 月下旬	事業契約締結（本契約）

3.8 予定価格

本工事の予定価格は次のとおりであり、提案価格は、予定価格を超えないものとする。なお、消費税及び地方消費税については、告示日現在の税率である 10%とすること。

予定価格：95,000,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3.9 対価の支払

本組合は、第一工場の整備を実施する事業者に対して、本工事における建設工事の実施の対価（以下「建設工事費」という。）を支払う。

(1) 前金払の支払条件

前金払は、契約後に所定の手続きのうえ、各会計年度における出来高予定額の 10 分の 4 以内の額を各会計年度にそれぞれ請求できる。なお、契約年度の翌年度（以下「翌会計年度」という。）以降については、前会計年度末における請負金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、達するまでは当該会計年度の前金払を請求することができない。

(2) 部分払の支払条件

各会計年度に出来高検査を受け、当該会計年度における建設工事費の支払いの限度額の範囲内で、建設工事の履行部分並びに事業用地等に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督員及び検査員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員及び検査員の検査を要しないものにあっては、設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する建設工事費相当額の 10 分の 9 以内の額について請求できる。ただし、性質上分離することができる工事又は製造における完済部分に対しては、その対価の全額まで支払うことができることとし、10 分の 9 以内の額の請求を 10 分の 10 以内の額の請求と読み替えるものとする。

また、この請求は原則として各会計年度あたり 1 回を限度とする。

3.10 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本工事の実施にあたり必要とされる関係法令、条件等を遵守するものとする。

4. 応募者の参加資格要件等

応募者は、次の 4.1 に掲げる構成等とし、4.2 に掲げる資格要件を全て満たしていること。なお、参加資格確認基準日（以下「基準日」という。）は、募集公告日とする。

4.1 応募者の構成等

① 応募者は、本工事を実施する事業者（単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ）とすること。

② 応募者は、応募にあたり、構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本工事の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

③ 応募者は、構成員の中からプラントの設計及び建設を担当する企業を、応募者を代表する構成員（以下「代表企業」という。）として定めること。なお、当該代表企業が募集手続きを実施するとともに、事業期間にわたり適正かつ確実に遂行できるような仕

組みを構築する役割及び義務を負うものとする。

④ 代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。

⑤ 構成員が、他の応募者における構成企業ではないこと。

⑥ 構成員と、会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者の構成員となることはできない。

⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。

4.2 参加資格要件

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

② 「東埼玉資源環境組合の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく入札参加資格停止期間中でないこと及び構成市町において同等の処分を受けていないこと。ただし、「3.6 本工事の業務内容」に該当する業種以外の業種に係る指名停止等の処分を受けている場合を除く。

③ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき（経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）をいう。）にないこと。

④ 直近営業年度における法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

⑤ 本組合が本工事に関する検討を委託した株式会社日建設計と資本的関係又は人的関係がないこと。なお、資本関係又は人的関係があるとは、次に該当する場合をいう。

ア　資本的関係

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)について子会社又は(イ)について子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中の会社」という。）である場合を除く。

(ア)　親会社と子会社の関係にある場合

(イ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

(ア)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他適正さが阻害されるおそれがあると認められる場合

その他、ア、イと同等とみなし得る資本的関係又は人的関係が認められる場合

⑥ 実施方針等の公表から優先交渉権者の選定に関する公表までの期間に、「東埼玉資源環

境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新工事工事事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）と人的関係がある法人・団体に対し、接触等の働きかけを行った者でないこと。

⑦ 建築物の設計業務を実施する企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

⑧ 建築物の設計業務を実施する企業は、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）の設計を担当した実績があること。

⑨ 建築物の建設業務を実施する企業は、電子調達サービスにおいて、最新の経営事項審査の結果による建築一式工事の総合評定値 P が 1,100 点以上であること。

⑩ 建築物の建設業務を実施する企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

⑪ 建築物の建設業務を実施する企業は、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）の建設を担当した実績があること。

プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、建設業法第 3 条第 6 項に規定する清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

⑫ プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、電子調達サービスにおいて焼却設備の業務で順位付けがあり、最新の経営事項審査の結果による清掃施設工事の総合評定値 P が 1,100 点以上であること。

⑬ 基準日において、プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、以下の条件を全て満たす地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の元請の実績（共同企業体としての実績は出資比率 20%以上のもの）があること。

ア　1 炉当たり 100t/日以上、2 炉構成以上の施設規模で発電設備を有すること。

イ　アを満足する施設で 2010 年 4 月から基準日までに稼働開始していること。

5. 担当部局

東埼玉資源環境組合　第一工場業務課　プラント更新推進室

郵便番号	〒343-0011
住所	埼玉県越谷市増林三丁目 2 番地 1
電話番号・FAX	048-967-5529・048-965-6569
メールアドレス	kensetsu001@reuse.or.jp
公式ホームページ	https://www.reuse.or.jp/

6. 参考資料の貸与申請

6.1 申請期間

令和 8 年 10 月 5 日（月曜日）から 10 月 13 日（火曜日）正午まで

6.2 提出場所

「5.担当部局」に同じ。

6.3 提出方法

電子ファイルは電子メールにより送信すること。なお、電子メールの送信後、5 の担当部局に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。

6.4 受取方法

5 の担当部局と日程調整の上、担当部局で準備した DVD-R 等を受け取ること。

7. 参加資格の確認

7.1 参加資格確認申込み

本工事の参加を希望する事業者（以下「応募希望者」という。）は、本工事に参加することを表明し、「4. 応募者の参加資格要件等」に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に従い、「第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　提出書類の記載要領」（以下「記載要領」という。）に定める参加表明書、参加資格確認申請書及びその他参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出し、本工事に係る参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本工事に参加することができない。

(1) 提出書類

提出書類は記載要領に従い作成すること。

(2) 提出期間

令和 8 年 10 月 5 日（月曜日）から 10 月 26 日（月曜日）正午までの期間の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日の午前 9 時から午後 5 時まで。

(3) 提出場所

「5.担当部局」に同じ。

(4) 提出方法

持参により提出すること。なお、持参する日の前日の午後 5 時までに、5 の担当部局に電話にて持参する日時を必ず報告すること。

7.2 参加資格の確認

参加資格の確認結果は、令和 8 年 11 月 2 日（月曜日）までに通知する。

なお、応募者は、建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、「4.応募者の参加資格要件等」に掲げる参加資格を有していなければならない。建設工事請負契約の承認に係る議会の議決日までの間、「4.応募者の参加資格要件等」に掲げる参加資格を満たさなくなった場合又は優先交渉権者が「17.応募の無効」に掲げる応募の無効に該当することが判明した場合は、優先交渉権者選定を取り消し、契約を締結しないことができるものとし、本組合は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

この場合において、本組合は、本来の優先交渉権者となるべき者が特定される場合は、当該優先交渉権者となるべき者を優先交渉権者とし、契約の相手方とする。

7.3 その他

① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、応募希望者の負担とする。
② 本組合は、提出された参加表明書等を、本工事に係る参加資格の確認以外に応募希望者に無断で使用しない。
③ 提出された参加表明書等は、優先交渉権者の選定後、優先交渉権者以外の応募希望者又は応募者から提出されたものについては、本組合が適切に処分する。
④ 参加資格確認後は、代表企業及び構成員の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。
⑤ 参加表明書等の提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、応募希望者は記載要領を熟読し、脱漏又は不備等が無いように特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。
⑥ 参加表明書等に関する問合せは、「9.募集要項等に対する質問」により行うこと。

8. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

8.1 説明の要求

参加資格がないと認められた応募希望者は、本組合に対して本工事に係る参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(1) 受付期間

令和 8 年 11 月 2 日（月曜日）から 11 月 6 日（金曜日）正午まで。

(2) 提出場所

「5.担当部局」に同じ。

(3) 提出方法

電子ファイルは電子メールにより送信すること。なお、説明を求めた者に対して、本組合が受領メールを返信する。受領メールがない場合は、質問・意見が提出されていないものとして取り扱うものとする。

8.2 理由の回答

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対して令和 8 年 11 月 13 日（金曜日）までに書面により回答する。

9. 募集要項等に対する質問

募集要項等に対する質問がある場合は、記載要領に従い質問書を提出すること。

9.1 提出期間

令和 8 年 10 月 5 日（月曜日）から 10 月 13 日（火曜日）正午まで

9.2 提出場所

「5.担当部局」に同じ。

9.3 提出方法

質問書は Microsoft Word 形式（.docx）または PDF 形式で作成した電子ファイルとし、当該

電子ファイルを電子メールにより送信すること。なお、質問書を提出した者に対して、本組合が受領メールを返信する。受領メールがない場合は、質問・意見が提出されていないものとして取り扱うものとする。

9.4 回答公表予定日

令和 8 年 10 月 23 日（金曜日）

10. 事業者提案書の提出

応募者は、記載要領に従い、本工事に関する提案内容等を記載した事業者提案書（正本 1 部、副本 11 部及び電子データ（CD-R 等）1 部）を提出すること。正本の表紙には応募者名を記入し、副本には応募者が特定できるような名称やロゴマーク等を使用しないこと。なお、事業者提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

10.1 提出期間

令和 8 年 11 月 20 日（金曜日）から 11 月 27 日（金曜日）午後 5 時まで

10.2 提出場所

「5.担当部局」に同じ。

10.3 提出方法

持参により提出すること。なお、持参する日の前日の午後 5 時までに、5 の担当部局に電話にて持参する日時を必ず報告すること。

11. 低入札価格調査

提案価格が低入札調査基準価格を下回った応募者は、本組合低入札価格調査実施要綱（以下「低入要綱」という。）に基づく低入札価格調査を実施する。

調査の対象となった者は資料の提出及び事情聴取等調査に協力しなければならない。

なお、低入札価格調査を行った結果、低入要綱の規定により優先交渉権者としない場合がある。

12. 事業者提案書

12.1 事業者提案書

事業者提案書の構成は次のとおりとし、記載要領の定めるところに従い作成すること。また、事業者提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

① 基礎審査資料

ア　性能基準に関する事項

イ　建設工事に関する事項

② 提案審査資料

ア　事業全体に関する項目

イ　設計及び施工に関する項目

③ 提案価格書（正本 1 部のみ）

12.2 事業者提案書の取扱い

① 著作権等

事業者提案書の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。

ただし、公表、展示その他本組合が本工事に関して必要と認める範囲において、応募者の同意を得て、本組合は、これを無償で使用することができるものとする。

また、優先交渉権者選定に至らなかった応募者の提案については、本工事の公表の目的以外には使用しない。

② 特許権等

事業者提案書に記載された提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

③ 資料の公開

本組合は、優先交渉権者の選定後、本工事の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された事業者提案書（選定に至らなかった応募者からの事業者提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該応募者と協議して対応する。

12.3 その他

① 本組合が応募者に提供する資料は、本工事に係る検討以外の目的で使用することはできない。

② 応募者は、複数の提案を行うことはできない。

③ 事業者提案書の提出後は、その内容を変更できない。

④ 事業者提案書に関する問合せは、「9.募集要項等に対する質問」により行うこと。

13. 入札保証金及び契約保証金

13.1 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、優先交渉権者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、本組合は建設工事費の 100 分の 5 に相当する額を違約金として徴収できるものとする。

13.2 契約保証金

本組合は、建設工事の履行を確保するため、次の①から④までのいずれかに掲げる保証を求めることを予定している。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、建設工事費に相当する額の 10 分の 1 以上とする。

① 契約保証金の納付
② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
③ 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、本組合が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
④ 契約に基づく債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
⑤ 契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14. 優先交渉権者選定の方法

14.1 優先交渉権者選定の体制

本組合は、優先交渉権者を選定するにあたり、選定委員会を設置し、応募者から提出された事業者提案書の内容を評価するための基準等に係る調査選定を委ね、本組合は選定委員会からの調査選定結果を受けて、優先交渉権者を選定する。

14.2 優先交渉権者選定の方法

本組合は、以下の手順により優先交渉権者を選定する。

① 資格審査

資格審査は、応募希望者が、本工事の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、募集要項に定める資格及び実績の有無について確認する。

本組合は、応募希望者が提出した参加表明書等について、資料作成の不備の有無及び募集要項に示す参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び参加資格が無いと認められる者を失格とする。

なお、資格審査の結果は、事業者提案書を提出できる有資格者を選定するものであり、資格審査の結果は、提案審査に影響を与えるものではない。

資格審査の結果、有資格者である応募者は、事業者提案書を提出することができる。

② 基礎審査、提案審査、価格審査

基礎審査、提案審査、価格審査は、優先交渉権者を選定するため、応募者が提出した事業者提案書の内容を審査するものであり、「東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　優先交渉権者選定基準」及び当該資料に係る質問回答書（以下「選定基準」という。）に従い、審査を行う。

また、提案審査の過程において事業者提案書を提出した応募者を対象とし、提案内容に関するヒアリングを実施する予定である。ヒアリングの日時については追って通知する。

ア　基礎審査

本組合は、応募者が提出した基礎審査資料について、資料作成の不備の有無、要求水準書に示された性能要件を満たせるような計画であること、募集要項に示した契約条件に則った契約形態となっていることなどについて確認し、要求水準書に示された性能要件を満たすことができないと認められる計画を提出した者を失格とする。

イ　提案審査

本組合は、応募者が提出した提案審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、

選定基準に基づいた提案審査資料の評価についての調査選考を選定委員会に委ねる。

提案審査資料の評価は、選定基準に定める評価項目ごとに評価に応じた点数を付与する。

なお、事業者提案書について下記の場合は、失格とする。

・本工事とは明らかに無関係な内容である場合

・明らかに他の応募者の事業者提案を入手し、使用している場合

・要求水準書に示された性能要件を満たすことができないと認められる場合

ウ　価格審査

本組合は、応募者が提出した提案価格について、予定価格の範囲内にあることの確認を行い、提案価格を点数化する。なお、提案価格が予定価格を上回った応募者は失格とする。

③ 総合評価

本組合は、採用された事業者提案書を提出した応募者ごとに、提案審査における点数と価格審査における点数を加算した総合評価点を算出し、評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、最も高い評価点の者が 2 者以上あるときは、提案価格が低い者を優先交渉権者とし、提案価格が同額の場合は、「第一工場ごみ処理施設プラント更新工事優先交渉権者選定基準」**表 2** の評価項目で「2. 全体計画」の評価が高い者を優先交渉権者とし、それでも順位が決定しない場合には、当該者によるくじにより優先交渉権者を選定する。

④ 選定結果の公表

選定結果は、優先交渉権者の選定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、5 の公式ホームページに掲載することにより公表する。

15. 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とし、無効の応募を行った者を優先交渉権者としていた場合には、本組合は契約を締結しないことができるものとする。

① 参加する資格を有しない者のした提案

② 委任状を同封していない代理人のした提案

③ 参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした提案

④ 参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした提案

⑤ 記名押印を欠く提案

⑥ 金額を訂正した提案

⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である提案

⑧ 明らかに連合によると認められる提案

⑨ 同一事項の応募について他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の提案

⑩ 所定の日時までに所定の場所に到着しない提案

⑪ その他応募に関する条件に違反した提案

16. 建設工事請負契約の締結

本組合は、企業グループの構成員のうちプラントの設計業務及び建設業務を実施する企業と

建設工事請負契約を締結する。ただし、複数企業の場合は民法上の組合契約に基づく共同企業体を結成し、これと建設工事請負契約を締結する。なお、本工事に参加するにあたり共同企業体の結成を予定する事業者は、共同企業体に関する協定書を作成して本組合に提出すること。また、本組合と建設工事請負契約を締結した共同企業体の有効期間は、建設工事の終了後 3 か月を経過した日までとする。

17. 賃金又は物価の変動に基づく建設工事費の変更

賃金又は物価の変動に基づく建設工事費の変更については、本組合建設工事請負契約約款第 26 条に基づいて行うものとし、詳細は以下のとおりとする。

17.1 物価変動等の指標

改定の対象となる費目及び各費目に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、受注者は具体的な運用に関して提案できるものとし、発注者は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者からの提案に基づき、賃金又は物価の変動に基づく建設工事費の変更に係る協議を行うものとする。

・プラント工事費（設備費）:「消費税を除く国内企業物価指数」（日本銀行調査統計局）
・プラント工事費（据付費）:「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模 30 人以上）／所定内給与指数」（厚生労働省）
・土木建築工事費：公共建築工事積算基準

17.2 建設工事費の変更方法

建設工事費の変更方法については、次式に従って変化率（小数点以下第二位を切り捨て）により見直しを行うものとする。

Ｙ　＝　Ｘ　×（変化率）

Ｙ　　：　見直し後の建設工事費
Ｘ　　：　見直し前の建設工事費
（変化率）　：　前回見直し時※１からの各指数の 12 か月平均値※２の変化率（%）

※１：　実際に見直しが行われた時点を指す（初回見直し時は、契約締結の日を指す。）。
※２：　契約締結時については、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 12 か月平均値とし、その他の年度については、当該年度の前年の 8 月から当該年度の 7 月までの 12 か月平均値とする。

17.3 残工事量の算定方法

基準日における残工事量を算定するために行う出来高数量の確認は、数量総括表に対応して行うものとする。また、現場搬入材料については、下記の材料等も出来高数量として取り扱うなど、本組合が認定したものは出来高数量として計上すること。

・工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる工場製作品は計上する。
・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材等）は計上する。
・契約書等にて工事材料契約の締結が確認できる材料は計上する。なお、事業者の責めに帰

すべき事由により遅延していると認められる残工事量は、減額スライドの場合は含めるものとし、増額スライドの場合は含めないものとする。

17.4 例外的な見直し方法の採用

建設工事費を構成する項目のうち、1及び2による見直し方法が適当でないと本組合及び事業者が認めた費目については、本組合及び事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

18. その他

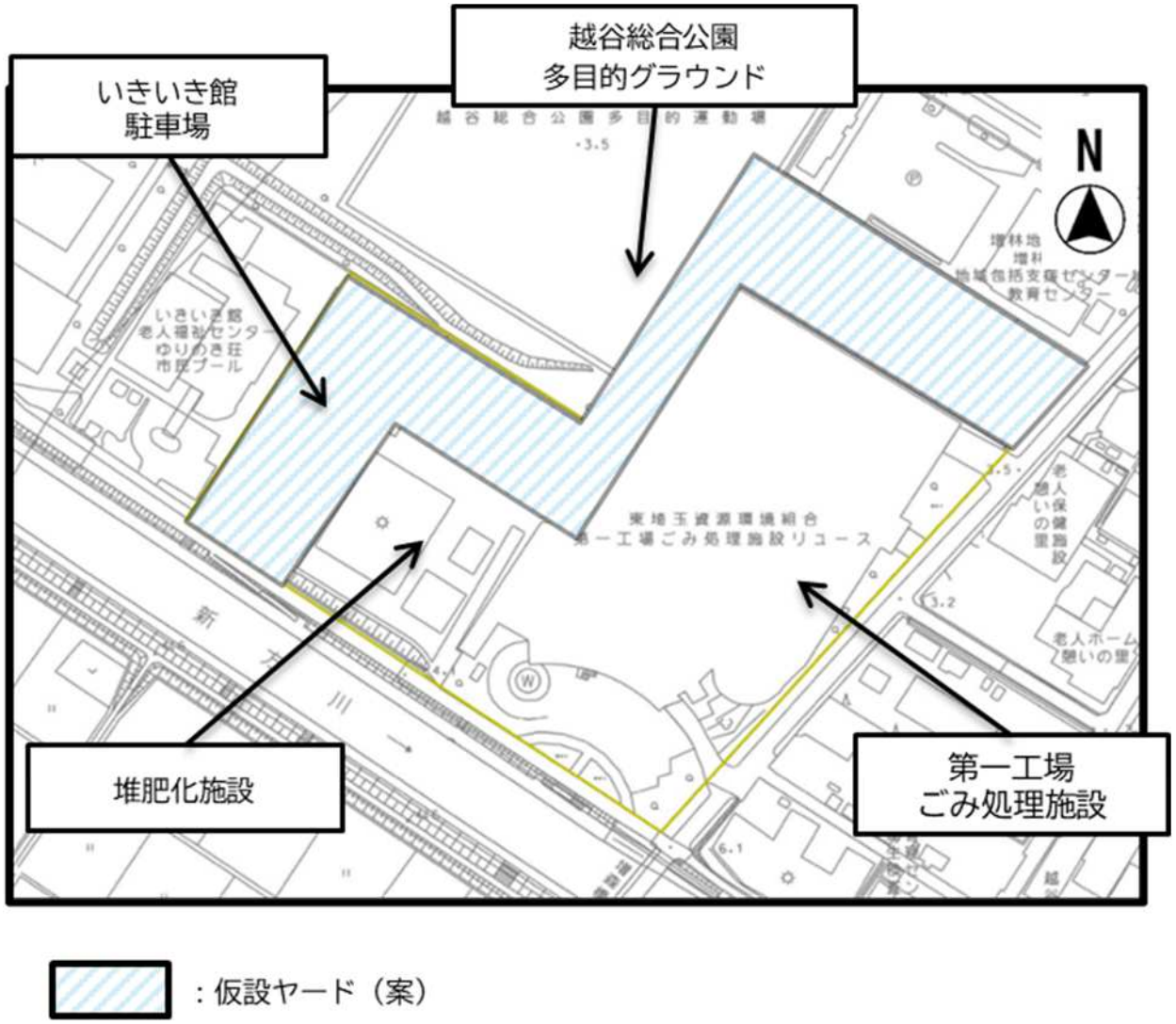
① 本件応募及び契約の締結に係る手続きにおいて交渉は行わない。
② 本件応募及び契約の締結に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
③ 応募者は、募集要項を熟読し、かつ、遵守すること。
④ 応募者は、募集要項についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
⑤ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格停止を行うことがある。
⑥ 事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。
⑦ 募集公告後のスケジュールを変更する可能性がある。
⑧ 提出された参加確認資料及び事業者提案書等は返却しない。
⑨ 本組合と事業者の業務範囲については、別紙 2 のとおりとする。
⑩ 本組合と事業者のリスク分担については、別紙 3 のとおりとする。
⑪ 用語の定義については、別紙 4 のとおりとする。

19. 添付書類

募集要項の添付書類は次のとおりである。

・別紙 1 配置図
・別紙 2 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新工事における業務範囲
・別紙 3 リスク分担表
・別紙 4 用語の定義
・第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　要求水準書
・第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　参考資料一覧
・第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　優先交渉権者選定基準
・第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　建設工事請負仮契約書（案）
・第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　提出書類の記載要領
・第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　提出書類の様式集

別紙 1　配置図



別紙２　第一工場ごみ処理施設プラント更新工事における業務範囲

業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考
			組合	事業者	
施設整備業務	事前調査	地盤調査		○	
		テレビ受信障害調査		○	
	設計	官庁等との協議・手続き※		○	組合名義で申請が必要な場合、事業者は申請手続きに関する協力を行う。
		基本設計、実施設計		○	
		設計段階での許認可手続き※		○	組合名義で申請が必要な場合、事業者は申請手続きに関する協力を行う。
		設計段階での周辺住民説明	○	○	説明は組合及び事業者が行う。説明資料作成は事業者が行う。
		設計監理	○	○	
	建設	既存インフラ盛替等整備		○	必要に応じて実施。
		施工前許認可手続き※		○	組合名義で申請が必要な場合、事業者は申請手続きに関する協力を行う。
		施工時の周辺住民説明	○	○	説明は組合及び事業者が行う。説明資料作成は事業者が行う。
		安全衛生管理		○	
		環境保全		○	工事期間中の環境モニタリング設備を含む。
		工事に必要な仮設物設置		○	
		工事監理者の仮設事務所等		○	
		地中埋設物・樹木等の撤去	○	○	予期せぬ地中障害物等は別途協議を行う。
		建設発生土の処分		○	
		工事に伴う損傷等の復旧		○	
		環境影響評価事後調査（工事中）の実施、報告	○	○	事業実施区域内外の調査は組合、報告は事業者が行う。 環境影響評価事後調査（供用時）は組合が行う。
		施工図等の作成		○	
		工事積算内訳書の作成		○	
		交付金の申請	○	○	事業者は申請手続きに関する協力を行う。
		完成図書の作成		○	
		施工監理	○	○	
	試運転・引渡し	試運転等の事前準備、試運転・運転指導		○	
		試運転に伴う用役費		○	
		負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用	○		
		試運転により発生する焼却残さの処分に要する費用	○		
		試運転により発生する電力の売電収入	○		アンシラリーサービス料金・発電側課金の負担含む。
		施設運営マニュアル作成		○	
解体業務		ダイオキシン類・アスベスト等調査		○	
		仮設工事		○	
		ダイオキシン類対策仮設工事		○	
		除染工事		○	
		汚染物除去等の確認		○	
		設備類の解体		○	
		アスベスト含有建材の解体撤去		○	
		廃棄物処理		○	
		汚染が確認された場合の対応工事		○	事業者が対応工事を実施し、組合にて別途支払う。

※契約後の行政協議により、工期や事業者の費用に影響がある事態が生じた場合は、原則として、事業者負担とする。ただし、想定できない大がかりな変更や特殊な工事が必要となった場合は協議とする。

別紙 3　リスク分担表

期 間	リスク項目		概 要	分担	
				組合	事業者
共通	契約		事業者との契約不調、または契約手続きの遅延リスク （契約当事者の双方がそれぞれで発生したリスクを負担）	○	○
	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率等の変更）、新税の設立に伴うリスク		○
			これら以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	首長交代、政策方針の転換、議会承認、財政破綻、許認可の取得、遅延等に係る操業中止に伴うリスク	○	
		許認可取得	事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		補助金等	事業者の事由で予定していた補助金額等が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
			その他の事由で予定していた補助金額等が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
	社会環境	住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等に対する賠償リスク		○
			事業者が実施する業務に起因しないで発生する事故、施設の劣化等に対する賠償リスク	○	
		環境保全	事業者が実施する業務に起因する、周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するリスク		○
	物価変動		インフレ／デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク （一定の範囲内）		○
			インフレ／デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク （一定の範囲を超えた部分）	○	
	不可抗力		組合及び事業者の行為とは無関係に外部から障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより事業の実施が不可能となるリスク	○	
			組合及び事業者の行為とは無関係に外部から障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより遅延が発生するリスク※	○	○
	債務不履行		事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
			組合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○	
設計段階	測量・調査の不備		事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク		○
			組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	基本・実施設計変更		事業者の基本・実施設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○
			組合の提示条件、指示の不備、組合の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	建設着工遅延		事業者の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク		○
			組合の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク	○	
建設段階	用地不備		用地確保の遅延リスクや用地における地中障害物やその他予見できない事項に関するコスト増大リスク	○	
	工事遅延		事業者の事由による資材調達、工程管理等に係る工事遅延によるコスト増大リスク		○
			組合の指示等の事由による工事遅延に係るコスト増大リスク	○	
	工事費増大		事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
			組合の提示条件不備及び指示等の事由による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
	試運転・引渡性能試験での性能未達		試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達等の事業者の事由によるコスト増大、遅延リスク		○
			試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等の組合の事由によるコスト増大、遅延リスク	○	

※一定程度までのリスクは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

別紙 4　用語の定義

「第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　募集要項」において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

1　「応募希望者」とは、本工事に参加を希望する事業者で構成される者（単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ）のことをいう。
2　「応募者」とは、本工事の入札参加資格があると認められた応募希望者のことをいう。
3　「親会社」とは、株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
4　「記載要領」とは、本工事に関する募集手続きにおいて本組合が配布した資料である「東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　提出書類の記載要領」をいう。
5　「公式ホームページ」とは、本工事に係る本組合の公式ホームページをいう。
6　「構成員」とは、入札参加者を構成する企業のうち、企業グループを構成する企業をいう。
7　「更生会社」とは、裁判所に更生事件が係属している株式会社であって、会社更生法に基づく更生手続開始の決定がされたものをいう。
8　「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
9　「再生手続中の会社」とは、民事再生法に基づく再生計画を定める手続が存続中の会社をいう。
10　「参加表明書等」とは、本工事に係る参加資格の有無について確認を受けるための提出書類一式であり、記載要領に定める参加表明書、参加資格確認申請書及びその他参加資格確認資料をいう。
11　「事業者」とは、本工事の建設工事を実施する事業者のことをいう。
12　「事業者提案書」とは、本工事に関する募集手続きにおいて事業者が組合に提出する本工事の実施に関する提案書類一式（募集手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。
13　「実施方針」とは、令和 7 年 12 月 5 日に公表した「東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新工事 実施方針」（添付資料を含む。）のことをいう。
14　「実施方針等」とは、実施方針及び実施方針に対する質問と回答を合わせたものをいう。
15　「選定委員会」とは、本工事における事業者を公正かつ公平に選定するために設置した「東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新工事工事事業者選定委員会」のことをいう。
16　「選定基準」とは、本工事に関する募集手続において本組合が配布した資料である「第一工場ごみ処理施設プラント更新工事　優先交渉権者選定基準」をいう。
17　「代表企業」とは、単独企業の場合は当該企業を指し、企業グループで参加する場合は、構成員を代表して本組合との交渉窓口となる企業をいう。
18　「単独企業」とは、本工事に 1 者単独で参加する企業をいう。
19　「低入要綱」とは、本組合が締結する工事又は製造その他についての請負契約において、低価格であった場合の取扱いについて、必要な事項を定める「本組合低入札価格調査実施要綱」のことをいう。

20　「不可抗力」とは、本組合及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、天変地異、騒乱、暴動、第三者の行為、その他自然的または人為的な現象のうち、通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含めないものとする。

21　「本組合」とは、東埼玉資源環境組合をいう。

22　「本工事」とは、本組合が発注する第一工場ごみ処理施設のプラント更新工事のことをいう。

23　「要求水準書」とは、本工事に関する募集手続きにおいて本組合が配布した資料である「第一工場ごみ処理施設のプラント更新事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。